



① 次の問いに答えなさい。

[1点×17=17点]

- (1) 国会に設置される、重大なあやまちのあった裁判官をやめさせるかどうかを決定する裁判所を何というか。
- (2) 判決が確定した後、裁判に重大な誤りが疑われる場合に認められる、やり直しの裁判を何というか。
- (3) 衆議院が内閣に対して持っている権限は何か。➡これが可決されると、内閣は総辞職するか、10日以内に衆議院を解散しなければならない。
- (4) 内閣が持つ、法律に基づいて実際に政治を進める権限のことを何というか。➡内閣の仕事は予算の作成、条約の締結、政令の制定など。
- (5) 内閣総理大臣が主宰し、すべての国务大臣が出席して開かれる、政治の方針を決定する会議を何というか。
- (6) 内閣が国会の信任の上に成立し、国会に対して連帯して責任を負っているしくみを何というか。➡日本やイギリスなどでとられている。
- (7) 両議院が持つ、国の政治の実情を調査できる権限を何というか。➡この権限に基づき、国会は証人の出頭や記録の提出などを求めることができる。
- (8) 両議院の議決が一致しない場合に、衆議院に強い権限が認められていることは、何と呼ばれるか。➡法律案の再議決、予算の先議と議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名について認められている。
- (9) 国の権力の1つである、裁判を行うはたらきと権限のことを何というか。➡裁判所が持っている。
- (10) 第一審の判決に不服の場合、上級の裁判所(多くの場合、高等裁判所)に第二審を求めることを何というか。
- (11) 他人を傷つけたり、他人のものを盗んだりする犯罪を裁く裁判を何というか。➡裁判官は被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合に刑罰を言いわたす。
- (12) 民事裁判において、裁判所に訴えた人のことを何というか。➡裁判にあたっては、弁護士などの代理人を置くことができる。
- (13) 同一事件について、3つの段階まで裁判を求めることができるしくみを何というか。➡裁判を慎重に行うためのしくみである。
- (14) 内閣総理大臣の指名などについて両院の議決が異なるとき、意見の一致をはかるために開かれる会を何というか。
- (15) 個人や団体など私人の間の権利や義務をめぐる争いについての裁判を何というか。➡裁判官は、権利や義務の有無を判定する。
- (16) 第二審の判決に不服の場合、さらに上級の裁判所に第三審を求めることを何というか。➡控訴と合わせて「上訴」と呼ばれる。
- (17) 国や地方公共団体の仕事を担当する人を何というか。➡日本国憲法の下では、国民の「全体の奉仕者」として位置づけられている。

弾劾裁判所

再審

内閣不信任の決議

行政権

閣議

議院内閣制

国政調査権

衆議院の優越

司法権

控訴

刑事裁判

原告

三審制

両院協議会

民事裁判

上告

公務員